

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要です。

このため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

主な取組1～3

これまで、発達障害を含む特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、より良い関わり方や支援ができるように、研修の充実を図るとともに、特別支援アドバイザー や各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の具体的な指導・助言を通して、障害特性や指導の手立ての理解推進等、教員の専門性の向上に努めてきました。特に、幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、指導方法の工夫や学習支援員の配置により、学習の充実を図ってきました。

今後は、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や研修の充実を通して、更に、幼児児童生徒の能力を引き出し、十分な学びの場を確保する中で、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めていきます。

【主な取組1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進

小・中学校等及び高等学校の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講の促進を図ります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（平成33年度）
特別支援学校における 特別支援学校教諭免許状保有率	87.7% (全国平均 74.6%)	95%
特別支援学級における 特別支援学校教諭免許状保有率	39.7% (全国平均 30.9%)	42%

〔重点V 取組1-①〕

特別支援学校に勤務する教諭のうち、特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対しては、認定講習を優先的に受講できるようにするなどして、特別支援学校に勤務する全ての者が特別支援学校教諭免許状を取得するよう働きかけます。

（「コラム11」参照）

[重点V 取組1-②]

特別支援教育を推進していくためには、教職員が特別支援教育に関して基礎的な知識・技能を有することが必要です。大学等との連携を強化し、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を積極的に体験したり学んだりできるように、「特別支援教育フレッシュサポート事業」、「ちば！教職たまごプロジェクト」等の事業、教育実習や介護等体験の積極的な受け入れ、及び教員免許状取得が目的ではない医療看護系の学生の体験研修等を行っています。

また、小・中学校及び高等学校等の教員に対し、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした認定講習受講を促進するとともに、特別支援学校での異校種体験も積極的に受け入れています。引き続き、これらの取組を継続していきます。

[重点V 取組1-③]

教員採用選考で「特別支援教育」の採用枠を設けており、ここで採用された教員は、特別支援学校で経験を積んだ後、他の学校種へも異動し、特別支援学級の担任、「通級による指導」の担当教員等についていきます。今後もこの採用方法により、特別支援学級、「通級による指導」の担当教員の専門性の一層の向上を図ります。

[重点V 取組1-④]

地域で活躍している特別支援学級及び「通級による指導」の担当教員の取組を、引き続き、県教育委員会ホームページの「県教委ニュース」のコーナーで紹介し、特別支援学級や「通級による指導」の担当教員の意欲を高めるとともに専門性の向上を図ります。

[重点V 取組1-⑤]

国の研究事業や県の研究指定校の研究を進めるに当たって、千葉大学、筑波大学、東京大学、植草学園大学、淑徳大学、順天堂大学、国立特別支援教育総合研究所、国立高齢・障害者雇用支援機構等、多くの大学・研究機関の指導を仰いでいます。

詳細な研究内容及び研究成果については、県教育委員会の特別支援教育課ホームページ、又は研究指定した市町村教育委員会や学校のホームページに掲載しています。

また、研究を通して育成した指導力の優れた教員を、将来リーダーとなる教員の研修会等の講師として積極的に活用し、指導的立場の教員等の指導力の向上を図るとともに、地域や学校の中核となる教員を育成します。

【主な取組2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

〔重点V 取組2-①〕

千葉県総合教育センターが実施する全ての校種における階層ごとの悉皆研修において、特別支援教育に関する講話・演習等を行い、教職員の特別支援教育に関する知識・技能の向上を図ります。

各学校の管理職対象の悉皆研修においては、障害者施策及び関係法令に関する研修を行い、学校の管理運営の重要な視点として、特別支援教育に関する意識を向上できるようにしていきます。

各学校のミドルリーダーの教職員を対象とした推薦研修においても、特別支援教育に関する講話等を行い、実務のリーダーとして特別支援教育を推進していくことができるよう努めます。

また、人材育成、専門性の向上を目指して幼稚園、小・中学校及び高等学校等の教職員のニーズに即した研修事業を企画するとともに、受講者の目線で参加しやすいように研修場所や研修形態の工夫に努めます。

さらに、障害のある児童生徒の学びの支援にICTの活用の一層の充実に向けた研修に取り組みます。

〔重点V 取組2-②〕

近隣の特別支援学校と幼稚園、小・中学校及び高等学校等の教職員同士が、研究会等を通して定期的な交流を行い、教職員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図ることができるよう体制整備を図ります。

〔重点V 取組2-③〕

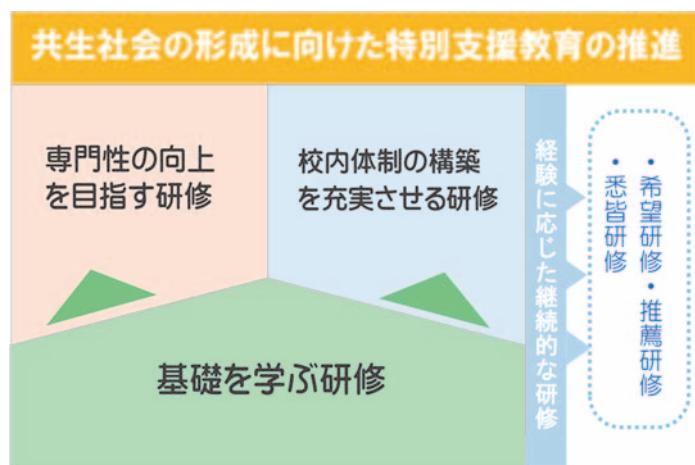
特別支援学校のセンター的機能の一つとして、関係団体と共に催で、ともに学び合う機会となるような研修会等を企画し、相互に研修し合える場の充実を図ります。

〔重点V 取組2-④〕

平成28年6月28日に施行された「手話言語条例」を受け、県総合教育センター等の研修で、手話等に関する研修に取り組みます。

〔重点V 取組2-⑤〕

千葉県総合教育センター特別支援教育部では、障害別基礎研修コンテンツ（知的障害、発達障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱、言語障害）の活用を推進し、特別支援教育の経験が少ない教職員や、通常の学級の教職員に対する特別支援教育についての専門性向上を図っています。引き続き、教職員がキャリアアップできるように障害種別の専門性を明らかにし、段階的に学ぶことのできるシステムを構築します。



【図10】 特別支援教育に関する研修

【主な取組3】 異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進します。

〔重点V 取組3-①〕

小・中学校及び高等学校等と特別支援学校との間で、計画的な人事交流を実施し、小・中学校及び高等学校等の管理職や教員に特別支援学校経験者を増やします。

なお、県立特別支援学校への人事交流者には、特別支援学校在職中に、特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を優先的に受講できるようにし、小・中学校及び高等学校等における特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校における勤続期間が3年以上の者を対象に、小・中学校等の特別支援学級等への短期人事交流についても推進し、小・中学校等の特別支援学級や「通級による指導」の場での指導の質の向上につなげていくようにします。

〔重点V 取組3-②〕

小・中学校及び高等学校から県立特別支援学校への人事交流者の中から数人を、国立特別支援教育総合研究所の短期研修（2か月）に派遣し、発達障害を含む様々な障害特性についての専門性を高める機会を設けています。人事交流終了後に、特別支援教育に係る地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

〔重点V 取組3-③〕

今後も、各教育事務所に特別支援教育の専門性のある指導主事を配置し、地域の状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。